



# 長野県報

5月10日(木)  
平成24年  
(2012年)  
第2367号

## 目次

### 規則

森林法施行細則の一部を改正する規則(森林づくり推進課) ..... 1

### 告示

長野県県税に関する規則に基づく証紙代金収納計器取扱者の名称の変更(税務課) ..... 2

事務処理規則に基づく平成24年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課) ..... 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課) ..... 2

公共測量の実施(建設政策課) ..... 4

都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課) ..... 4

広域連合長から申請のあった規約の変更の許可(2件)(市町村課) ..... 4

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) ..... 4

### 公告

一般競争入札(消防課) ..... 5

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課) ..... 5

一般競争入札(税務課) ..... 6

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課) ..... 7

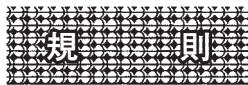
一般競争入札(財産活用課) ..... 8

一般競争入札(住宅課) ..... 9

特定調達契約に係る一般競争入札(教学指導課) ..... 10

一般競争入札(交通政策課) ..... 11

一般競争入札(障害者支援課) ..... 11



森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第29号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条の12第1項中「含む。）」を「含む。第3項において同じ。」又は第50条第2項に改め、同条第2項中「以下この条」を「次項」に改め、「いう。）」の次に「又は法第50条第4項の当事者」を加え、同条第3項中「議長は、意見聴取会において」を「法第32条第2項の規定により意見聴取会を行う場合において、議長は」に、「代理人」を「代理人(第5項、第6項及び第9項において「意見書提出者等」という。))」に改め、同条中第8項を削り、第7項を第8項と

し、第6項を第7項とし、同条第5項中「意見書提出者又はその代理人」を「意見書提出者等又は当事者等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「意見書提出者又はその代理人」を「意見書提出者等の意見の陳述又は当事者等の証拠の提示若しくは意見」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第50条第2項の規定により意見聴取会を行う場合において、議長は、出席した同条第4項の当事者又はその代理人(次項、第6項及び第9項において「当事者等」という。)に証拠を提示させ、意見を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がなく証拠を提示せず、意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証拠の提示をし、陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。

第4条の12中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 第5項の規定によりその意見の陳述につき時間を制限された意見書提出者等がその制限された時間を超えて意見を陳述したとき又はその証拠の提示若しくは意見の陳述につき時間を制限された当事者等がその制限された時間を超えて証拠を提示し、若しくは意見を陳述したときは、議長は、意見書提出者等の意見の陳述又

は当事者等の証拠の提示若しくは意見の陳述を禁止することができる。

10 第6項又は第7項の規定により発言を許可された者が第8項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

様式第5号中「使用すべき」を「使用権を設定すべき」に改め、「及び住所」の次に「(これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)」を加える。

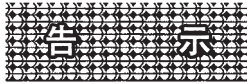
様式第6号中「関係人の氏名又は名称及び住所」の次に「(使用権を設定すべき土地についてこれらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)」を加える。

様式第8号中「及び住所」の次に「(これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林づくり推進課



長野県告示第372号

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）第72条第3項の規定により、平成24年4月17日、次のとおり届出があった事項について指定事項の変更をしました。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

項 目	変 更 後	変 更 前
証紙代金収納計器取扱者の名称の変更	一般社団法人長野県 自家用自動車協会	社団法人長野県自家用自動車協会

税 務 課

長野県告示第373号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成24年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

市町村森林所有者情報整備事業補助金交付要綱（平成24年4月17日付け24森政第38号林務部長通知）の規定に基づく補助金

行政改革課

長野県告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大町市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第375号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大町市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課